

**【救命講習の一時中止について】**

救命講習・救急法受講の皆様

当消防組合では、山口県にまん延防止等重点措置が発表され、柳井地域においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増していることを考慮し、感染拡大防止の観点から救命講習及び救急法指導を一時中止します。

受講を予定されていた皆様には、担当職員から中止についてのご連絡をさせていただきます。

一時中止期間は、山口県が発表しています、まん延防止等重点措置の実施期間である令和4年1月9日（日）から同年1月31日（月）までとし、山口県及び柳井地域の感染拡大状況により延長する場合があります。

詳しくは、本ホームページ上でお知らせします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。